

戦後日本の個人所得税の所得再分配効果

松井吉三

1985年3月
愛知大学大学院
愛知論叢38号抜刷

〈論 説〉

戦後日本の個人所得税の所得再分配効果

松 井 吉 三

目 次

はじめに

I 「支出税」提案と所得課税

II 所得分配と所得税制

III 所得控除と所得再分配効果

1 「控除」の理論と制度

2 所得控除と所得再分配効果

IV 税率構造と所得再分配効果

V 税額控除と所得再分配効果

結 語

はじめに

私見によれば、戦後日本における総体としての税制の所得再分配効果は、終戦直後一定の所得再分配の枠組みを形成した（重要なものとして、昭和22年度の税制改正による所得税の総合所得税一本化への移行、所得税、法人税、相続税についての申告納税制度の採用）後、減退の一途を辿った。シャープ改革は、資本蓄積型租税構造の諸要件を整備したことによって、かかる減退の端緒をなしたと思われる。昭和40年代後半以後の低成長下では、資本蓄積型租税構造が特殊的に深化されるという転換を見せたことによって、選別作用を強めたと思われる。

上記の動向は、個人所得税の再分配効果の動向に集約されている。前稿¹⁾では主に、かかる個人所得税の再分配効果の動向を、勤労所得、非勤労所得（個人申告所得等）に類別することによって推測した。

本稿では、個人所得税の再分配効果の変動要因を分析することによって、戦後日本の個人所得税制を実証的に検討する。

ところで、個人所得の再分配効果が非常に弱いことから、累進的支出税への移行の主張が近年とみに盛んである。私見によれば、消費型個人所得税である累進的支出税は、小さな公平を大きな公平に優先させるものとして、理論的制度的難点を重視すべきものである。

不公平税制の改革にあたっては、企業課税を含めた所得課税並びに消費課税の抜け穴をひとつずつ塞ぐ姿勢が重要である。

個人所得税制の改革にあたっては、公平性を数量的に示して、改革の指針とすることが要請されよう。

支出税の提案は現在無視できない主張となりつつあるので、本論展開にあたって、その内容と難点を指摘した次第である。

さて、個人所得税の再分配効果の変動要因としては、とりあえず、所得分布の変化と税制の変化とを区別することができよう。

最近、この分野では、伊多波良雄教授の研究が目される。これは、租税関数及び所得分布関数を特定化することによって、再分配係数を所得分布と税制の寄与度とに分解して、例えば昭和40～57年の期間においては、全体的傾向として「減税」政策が再分配係数の変化により大きな影響を及ぼしたこと等を推測されたもの²⁾である。

これに対して筆者は、計測上簡素なるが故に、貝塚啓明・新飯田宏両氏をはじめとして従来一般的に採られた手法³⁾——二つの年次ごとに税率と所得分布を取り替えて再分配係数を比較するもの——を最近年次に至るまで延長して、所得分布及び所得税の再分配係数の変化のあった年次について適用することによって、ひとつの推測を試みた。その結果、税制変化が戦後日本の個人所得税の再分配効果に圧倒的な影響を与えたと推測できた。

次に、税制内部の変化では、何が重要であるかということになる。本稿では、所得税の再分配効果の変動がすべて税制変化によっていると仮定した場合の、所得控除、税率構造、及び税額控除と所得税の再分配効果との関連の推測を試みた。

この種の実証研究としては、Tom Oberhofer による各種所得のジニ係数を比較する手法⁴⁾が参考となる。本稿では、この手法をはじめ戦後日本の申告所得税に適用することによって、所得税の再分配効果の変動要因の推測を試みた。

実証分析の結果、(1)所得控除は一定の税引後所得の平等化効果を備えている。かかる効果は、特別控除よりも人的控除の方が圧倒的に大である。所得控除による税引後所得の平等化効果の所得税の再分配上に占める地位は副次的であるとはいえ、所得控除の税引後所得の平等化効果は、累年的に大きく低下した。(2)税率構造は、所得税の累進性を確保する最重要手段である。税率構造による税引後所得の平等化効果と所得税の再分配係数の動向の相関は極めて強い。(3)税額控除は、その規模は小であるとはいえ、税引後所得の不平等化を促進した。

前稿と同様、本稿では各種の推測をするにあたって、主にジニ係数を用いている。ジニ係数は、最高所得層以上の所得者の所得及び税負担の状態を明らかにすることができないという点で欠点を有する。したがって、特殊の重要な論点については、別の説明が必要となる。本稿では、それらについて、できる限りの言及を施しておいたつもりである。

I 「支出税」提案と所得課税

1970年代に入ってから、英米の税制論議が従来と異なる傾向を見せ、とりわけ支出税に対する賛成論が盛んに主張されるようになった。支出税とは、所得から貯蓄を控除した残りを課税ベースとするものである。支出

税の提案の論拠としても、単に消費課税の理論的根拠を示すのではなく、現行の所得課税の抜け穴を塞ぎがたいものと見なして、公平の上でも、直接税としての支出税（消費型の個人所得税）の優越性を説くものとなっている⁽⁵⁾。しかもアンドリュースによって「資産登録制」が考案されて、とりあえず免税貯蓄を限定しても不適合が生じないことが主張されるに及んで、支出税は、包括的所得税と対立するものとして、税制改革の場に登場した。

アンドリュースによれば、「消費型の租税は、貯蓄及び負の貯蓄を削除するための控除と付加とを要する。しかし貨幣取引にのみ基づくので、真の増加型の租税のもとで未実現の増価を含めるべく調整するか、あるいは蓄積に対する現行の混成的な取扱いから生ずる複雑さや歪みを残すかのどちらか一方よりも、比較にならないほど単純である。」⁽⁶⁾

アンドリュースによる消費型の個人所得税の実際の取扱いは、以下に示すとおりである。

通常の所得——賃金、俸給、利子、配当、賃料等——は、消費型の個人所得税のもとでは、他の個人所得税の場合と同様受け取った期間の課税所得に完全に含まれる。貯蓄と負の貯蓄を表わす控除と付加は、多くの納税者にとっては、相対的に小さい調整を要する程度のものである。

消費型個人所得税のもとでは、資本移転は、単純なキャッシュフローベースで取扱われる。投資は実施された時点で単純に控除され、販売及び他の資本取引の収益は受け取った時点で所得に追加される。

事業及び投資上の借入は、単純なキャッシュフローベースに基づいて取扱われる。

消費者のローンは、発生時に所得として、返済時に控除可能なものとして取扱うのが厳密な計算である。しかし平常の信用を勘定外に置くことは、より単純であり、十分受け入れることができる。

耐久消費財の購入価格は、使用価値の代用として取扱うことができる。実際的には、投資側面を無視して、他の消費支出と同様に取扱うことが許

される。

持ち家の取扱いは、抵当利子の控除がないということを除いて、現行法の取扱いと事実上同様である。

異常に大きな現金残高を例外として、平常の現金残高を家計に既に捧げられた資金として取扱うことは、より単純である。貯蓄勘定の預金は、通常の投資と同様に控除されるべきである。

現行法の場合と同様、相続、増与等による財産の移転は、譲渡人あるいは、譲受人のどちらにしても、消費型の個人所得税の課税事件ではない。生命保険契約と年金契約はどれも、他の投資と同様に取扱うことができる⁽⁷⁾。

さて、このように貯蓄・投資の非課税を基本とする支出税の提案は、1970年代以後の経済成長の停滞下英米における税制のインセンティブ効果の重視に基づいている。支出税の支持者は、資本蓄積を阻害するものとして現行の所得税を捉え、促進するものとして支出税を評価する⁽⁸⁾。支出税の追求する「公平」も、あくまで現行の所得税の有する「公平」と比較してどうかということであり、もとより限定された枠内でのものである。

「ミード委員会報告」では、貯蓄の非課税については、ライフサイクル全体を考慮すべきであり、いずれは何か起こった時に消費の機会が訪れ、重く課税されることになるとする⁽⁹⁾。しかしグードも指摘するように、インフレーションと高利子率の時代において、富の大蓄積が所得から形成されても消費の機会が訪れない場合、支出税の優遇は明確である⁽¹⁰⁾。この場合、貯蓄の課税延期額が大所得者に偏ることによって、便益が大所得者に集中することになる。

貯蓄は、個々人にとっては、全く自由な選択に任されている事柄である。各人の自由意志によって決定された貯蓄が税利面で優遇されるということになれば、特定の政策的意志決定によって課税ベースが縮小されたということであろう。

加えて、低成長下での「貯蓄過剰国」における政策税制のインセンティ

ブ効果自体大きな疑問が残る。

支出税という性格上、制度的に累進原則が徹底して確保できるかという制度上の問題もある。

支出税によって税の公平をはかることは、もとより不可能である。とりわけ支出税体系のなかでは、法人税の性格が曖昧である。支出税体系では、そもそも法人税独自の存在理由が乏しいと思われるからである。株式会社による所得・資本の高位集中が進行する現代社会では、所得を多面的に捕捉することが重要である。

例えば、法人所得及び法人税を個人所得に帰属させることについての困難を避けるため、法人所得と個人所得とを別々に課税することによって代替することが容認されるであろう。実際、現代の会社の所有と支配の主体を概観するかぎり、特定の会社と個人という構図で把握するには、現代の組織体はあまりにも複雑で入り組んでいる。その上に、法人の絶大な税負担能力が認められている。法人税の重課という代替的手段を重視すべき所以である。税制の所得再分配効果の網羅的研究が要請される所以でもある。

個人所得税制が包括的課税ベースの理想とかけ離れたものになっているとしても、現行制度の抜け穴をひとつずつ塞ぐことによって、理想とのギャップを埋める姿勢を評価すべきものと思われる。安直に、支出税に移行することによって「公平」の大半を放棄したうえで「公平」な支出税の理想に近づくことは、将来に向かっての「公平」の理想を追求する余地を全く少なくするものと思われる⁽¹¹⁾。

II 所得分配と所得税制

所得税の再分配効果に影響を与える二要因、すなわち所得分布と税制の変化を正確に分離することは、おそらく不可能であろう⁽¹²⁾。しかし数学的厳密性を追求することも、本稿の目的ではない。二つの年次ごとに税率

と所得分布を取り替えて、税率と所得分布を固定した場合の所得税の再分配係数の差異を比較することによって、税制の変化が税率(税負担率)の相対的累進度の変化を表わすかぎり、税制(税率)の変化と所得分布の変化のどちらが支配的か、間接的に推測することができよう。名目所得等の増加によって税負担率が上方寄りに重くなることがある。このような場合、税制の変化がないにもかかわらず税制の変化として所得再分配上強化されて現われる。

1年勤続の民間給与所得者の分布のジニ係数を比較すれば、昭和26年と57年とでは、大して違わないのにもかかわらず、この間同給与所得税の再分配係数が約10%から4%強へと減退したことから判断すれば、全体的傾向として税制の変化が支配的であったといえよう。

以下、上記の手法を戦後日本の所得分布及び所得税の再分配係数の変動の顕著な年次に適用して、両要因の影響を推測した。

給与所得税の再分配係数の減退が目立つのは、昭和32, 34, 36, 44, 45, 46, 49, 50年の各年次である。(第2表参照)。昭和32年の減退はとりわけ大きく、次が昭和49年である。それ以外の年次では、給与所得税の再分配係数が、停滞的であるか上昇の途中である。昭和51年から58年にかけては、給与所得税の再分配係数が累積傾向を示している。

給与所得税の再分配係数の減退の目立つ年次では、昭和34年を除いて、税制変動差異(所得分布を固定した場合の再分配係数の差異)が、所得分布変動差異(税率を固定した場合の再分配係数の差異)を大きく上回ったことが判明した(第1表参照)。

実際、給与所得税の再分配係数の減退の目立つ年次は、また所得税「減税」額並びに所得税の自然増収額に占める「減税」額の占める割合が大きい年次でもあった(第3表参照)。

他方、給与所得税の再分配係数が上昇した年次では、二、三の例外を除いて、所得分布変化による再分配効果増強作用が税制変化による再分配効果低下作用を上回った。昭和54, 58年には、大した所得税改正がないの

戦後日本の個人所得税の所得再分配効果 (松井)

第2表 給与所得税の再分配効果

年	「家計調査」				「民間給与の実態」	
	(1) 収入 シニ係数	(2) 勤労者 再分配係数	(3) 他 の 税 再分配係数	(4) 社会 保障 給付・負担 再分配係数	(5) 給与 シニ係数	(6) 所得 再分配係数
大15～昭2	0.196	2.457			0.330	10.148
昭26	0.316	6.820			0.364	10.3
27	0.306	7.325			0.354	10.379
28	0.288	7.173	1.247		0.362	9.890
29	0.296	7.848	1.116		0.372	9.649
30	0.299	7.458	1.338	-0.636		8.232
31	0.294	7.308	1.496	-0.170		
32	0.305	4.762	1.347	-0.197		
33	0.304	4.180	1.448	-0.263	0.395	5.799
34	0.300	3.931	1.166	-0.366	0.391	3.275
35	0.307	4.202	1.173	0.033	0.392	6.150
36	0.315	3.525	1.302	0.000	0.384	4.792
37	0.302	3.475	1.158	0.331	0.372	4.893
38	0.312	3.273		0.064	0.360	5.451
39	0.303	3.500	1.090	0.232	0.356	5.643
40	0.296	3.678	1.080	-0.034	0.344	5.723
41	0.215	5.126	2.843	0.466	0.338	5.414
42	0.218	5.133	2.200	0.092	0.330	5.026
43	0.204	4.423	2.162	0.295	0.335	6.368
44	0.189	4.656	1.956	0.106	0.319	5.107
45	0.188	4.107	1.867	-0.107	0.317	4.477
46	0.188	3.983	2.284	0.425	0.316	4.184
47	0.189	4.387	2.378	0.370	0.313	4.406
48	0.192	5.065	3.081	1.306	0.314	4.359
49	0.200	3.255	2.203	0.200	0.305	3.607
50	0.200	2.601	1.401	0.150	0.301	3.121
51	0.197	3.700	2.179	-0.152	0.302	3.349
52	0.194	3.912	2.831	0.154	0.302	3.242
53	0.198	3.885	2.523	0.454	0.307	3.458
54	0.191	4.443	3.084	0.366	0.312	4.104
55	0.183	5.119	3.568	0.621	0.317	3.821
56	0.198	4.858	3.391	-0.202	0.319	4.427
57	0.198	4.902	4.194	0.303	0.320	4.413
58	0.199	5.717	4.062	-0.502		

注：(1)の実収入は、社会保障給付控除後実収入。

(5)の給与は、1年勤続者。

「家計調査」の昭和26～37年は、全都市1～11月平均、昭38～40年全国同、昭41年～全国年平均1カ月間給与。

第1表 所得税の再分配効果変動要因分析

単位：パーセントポイント

年	1年勤続者の給与所得税		全国勤労者世帯勤労所得税		全申告所得者の所得税	
	所得分布変動差異	税制変動差異	所得分布変動差異	税制変動差異	所得分布変動差異	税制変動差異
昭和25～26年	-3.274	0.000				
26～27	-1.054	0.303				
27～28	-0.528	1.153				
29～30	0.367	1.134				
31～32			-0.508	2.821	-0.163	6.175
33～34	1.679	0.684				
34～35	-1.981	0.384				
35～36	0.785	2.118	-0.403	0.880		
36～37	-0.907	0.677				
37～38	-0.475	-0.108				
39～40	-0.436	0.505				
40～41	-0.447	0.901				
42～43	-1.731	0.454				
43～44	0.133	1.495			-2.457	4.203
44～45	-0.789	1.191				
45～46					0.730	2.560
48～49	-0.428	1.495	0.358	1.671	-0.076	2.527
49～50	-0.311	1.082	-0.287	0.800		
53～54			-0.192	-0.303		
57～58			-0.364	-0.606		

注1：「税務統計から見た民間給与の実態」、「家計調査年報」、「税務統計から見た申告所得税の実態」より作成。

2：(-)は、再分配効果逆行化要因である。無印は、再分配効果強化要因である。

3：例えば、昭和57～58年では、勤労所得税の再分配効果は、4.902%から5.717%へと逆行比を示した。このうち、昭和57年の税率を昭和57、58年の実収入(社会保障給付を除く)に適用した場合の再分配効果(%)の差異が、-0.364、昭和57年の実収入に昭和57、58年の税負担率を適用した場合の再分配効果の差異が、-0.606ということである。

第3表 所得税の自然増収額に対する一般的減税額の割合の累年比較

(単位 億円, %)			
年 度	自然増収額	一般的減税	割 合
昭和31年	75	151	201.3
32	628	1,080	172.0
33	198	—	—
34	580	379	65.3
35	590	—	—
36	965	631	65.4
37	1,968	414	21.0
38	1,973	277	14.0
39	2,017	620	30.7
40	2,740	802	29.3
41	1,893	1,320	69.7
42	2,245	1,084	48.3
43	3,924	1,050	26.8
44	5,855	1,503	25.7
45	6,480	2,461	38.0

注：「財政金融統計月報」, 224号, 1970年, 34頁。

にもかかわらず、名目所得の増加によって、税負担率配分の上方寄り変化が表われた。

給与所得税の再分配係数に著しい変化のない年次にあっても、所得分布と税制の変化とが相殺的に作用した年次（昭和37、40年）がある。

昭和40年代までは、給与所得税制の変化は、全体的傾向として、所得税の再分配効果を低下させるように作用した。他方、給与所得分布の変化は、昭和50年代まで戦後一貫して、再分配効果を上昇させるように作用したといえよう。

実際、給与所得税の再分配効果は、戦後日本の税制の歴史過程を表わすべく、所得税一般「減税」政策に沿って、昭和40年代に至るまで著しく減退した。

とりわけシャープ税制改革における最高税率の引き下げ、反面勤労控除の圧縮に代表される中小勤労者重課税制は、シャープ改革前の占領軍指令税制が有していた累進性さえ著しく後退させた。シャープ改革ではこのほ

か、法人擬制説が採用され、配当控除の合理的設定、法人普通所得に対する35%の均一課税、個人の譲渡所得の全額課税と譲渡損失の全額控除等が実施された。

高度成長期には、自然増収の一部を逆配分効果の強い所得税「減税」にあてることによって、相対的累進度の低下をもたらした。これに対して、経済成長の減速、財政危機の局面はそれさえ許さず、結果として大衆の負担の広範な増大をもたらした。

戦後日本の所得税一般「減税」政策は、税負担の物価調整という意味あいよりも、資本の側に便益をもたらす膨脹財政の財源の確保を目的としたといえよう⁽¹³⁾。

申告所得税についても、給与所得税と同様の傾向が内包されているとみることが容易である。但し全申告所得者についてみると、所得税の再分配係数の水準が給与所得税と比較して倍以上であることから、税制変化による再分配効果低下作用も倍以上となった。さらに、とりわけ昭和44年から48年にかけて、長期保有土地等の譲渡益の分離・軽課措置の適用増大にともなって、税制変化による所得税の再分配効果低下作用が目立った。

このように、所得税の再分配効果に影響を及ぼすものとしては、税制変化の圧倒的優位を主張することができよう。

所得税制全体の実際の再分配効果低下は、シャープ改革以後昭和40年代に至るまで、所得税一般「減税」のほか、利子配当所得に対する軽課・分離課税の導入等の一般的且つ大量的に進行したと思われる。かかる作用は、昭和20年代よりも30年代以後、とりわけ強化されたように思われる。

しかし昭和40年代中頃以後、所得税の一般的な重税化の進行のもとで、個人の長期保有土地等の譲渡益の分離・軽課の導入、利子配当所得の分離課税のもつ有利性の意味あいの強化等、特殊で少数の大所得者に対する選別的優遇の度合が明確に強化されたといえよう。勤労者に対しては、とりわけ昭和53年以後58年に至るまで、物価調整以下の「減税」すら殆んど実施されておらず、勤労者のすべてにわたって高負担を累増させた。

Ⅲ 所得控除と所得再分配効果

1 「控除」の理論と制度

個人所得税の再分配効果を変動させる要因として、とりあえず所得控除、税率、及び税額控除を区別することができよう。

我が国の所得税の控除は、医療費控除、寄付金控除等の特別な支出の控除（アメリカにおけるPersons Deduction 以下特別控除という）、基礎控除等の人的控除のように、必要経費とは異なるが何らかの理由で課税対象から除外するものと、給与所得控除等のように所得算出過程で控除されるものとに大別できる。特別控除、人的控除は本来の所得控除であるが、給与所得控除は給与収入から控除されるものである。収入と所得との区別は一般的に極めて不明確なので、上記各控除はいずれも一定の所得、収入から控除されることで所得控除として同様の問題点を含んでいる。

もとより所得控除は、担税力を調整する唯一の手段ではない。

特別控除、人的控除、給与所得控除と存在を前提した場合、それぞれは性格を異にするのであり、納税者の担税力及び支出態様の異なるのにしたがって、異なる取り扱いが要請されてしかるべきである。

課税所得を資金の源泉ではなく用途にしたがって定義する考え方からすれば、控除は課税消費概念の選択上どのように入り込むかについて検討を要することとなる。この議論は、また、実際の私的個人消費以外のものはすべて控除を許されるという文脈を用意する。蓄積は将来の用途であり、将来の課税であるからである⁽¹⁴⁾。

医療費控除等の特別控除についての主要な問題は、当該特別支出が税の免除に値するが否かということとなる。これは、一般的には、課税消費を実際の私的で排除的な個人消費に接近されるのにあたって生ずる諸問題をいかに解決するかということに置き換えることができよう。

アンドリュースによれば、例えば健康上の違いは、税負担配分の基準と考えられる「相対的物質的福利」に影響する。しかし良好な健康を課税ベ

ースに含めようとすることは 実際的ではない。それよりも、健康ではない人々に一層多く必要とする医療サービスの控除を許すことによって、相対的税負担上同様の効果を得ることができるからである。貨幣所得は同じであるのに、特別な支出をなすことによって、「相対的物質的福利」を減ぜられる場合がある。アンドリュースによれば、医療費は、慈善的寄付ともども、税の免除に値する用途である。さらに、これらの控除は、所得を用途にしたがって定義するという考え方とより整合するとされる。

確かに、医療サービスが提供した価値を健康ではない人々の課税ベースに含めて課税するよりも、支出した医療費を課税する方が遙かに容易である。

すくなくとも、医療サービスの一部を免税にする根拠は、医療費控除の配分の実態の検討を通じて修正されてしかるべきである。適正な医療サービスの一部が税の免除に値する用途とみなされても、例えば我が国の医療費控除は、所得階級が高まるのにもなって増大している。この傾向は、寄付金控除において最も強く現れており、続いて医療費控除において目立っている。かかる通増傾向は、小規模企業共済掛金等控除、社会保険料控除にも見受けられることができる。医療費、寄付金等の控除については、税の軽減の効果を中小所得者に広く及ぼすために、現行の所得控除方式を税額控除方式に改めたうえで所得制限を設ける等の歯止めをかける案を提言したい。

またアンドリュースは、投資家として比較して勤労者は資金の用途、消費額が制限されているところから、勤労所得控除の正当性を引き出している。投資家は、投資所得を消費の用途に支出する間に、何がしかの所得を稼ぐための時間と労力を残している。勤労者は、他人による雇用のために、既に時間を割いてしまっているとされる⁽¹⁵⁾。

税制は、勤労所得の担税力の弱さを十分配慮しなければならない。このことは、勤労者の切り詰めた生活及び消費の実態を概観すれば知れる。さらに、担税力の弱さを配慮するものとしては、所得控除より税額控除方式

の方が優れている。アメリカの給与所得控除（earned income credit）は、税額控除であるうえに一定の所得金額を超える納税者には適用できなくなっている。

我が国の給与所得税制は、給与所得に特別な控除として給与所得控除、最低生活補償部分として基礎控除を配している。人間としての最低生活補償部分が基礎控除に限定されている以上、給与所得控除は、労働力の再生産上要する独特の補償部分として解釈されなければならない。それは単に、勤務に伴う必要な経費に限定されるものではない。

また給与所得控除が勤労者の控除である以上、雇人の側に属する高額な役員報酬に給与所得控除が適用されてはならない。

我が国の給与所得控除は、大正2年に賞与を除く給与所得について10%の定率の「勤労所得控除」として創設された。大正9年には賞与が含まれ、しかも制限付きのものとなった。昭和22年に大幅に引き上げられた勤労所得控除は、昭和25年のシャープ税制改革以後（昭和28年に「給与所得控除」と改称された）、控除の圧縮と定率控除方式の適用拡大の進行とによって、上記に掲げた基本的区別を完全に葬り去った。とりわけ昭和49年以後、最高限度枠（昭和48年 76万円）が撤廃されて、給与所得控除が「青天井」（昭和49年600万円以上の収入 10%、昭和55年1000万円以上 5%）となった。

給与所得控除の改革については、第一に「青天井」の廃止とそれに関連する高所得者への控除の適用の廃止を提供したい。

次に、所得控除たる人的控除の各控除によって、最低生活の免税と所得税の累進性が確保されているとは到底いえない。税の累進性を確保する見地からすれば、免税点方式あるいは税額控除方式の方がすべての納税者の所得から一定額を控除する所得控除方式よりも優れている。すべての納税者に適用可能な人的控除によって、最高生活の一部ほど税の大きな軽減を得ることができるからである。

また、人的控除に最低生活免税の意義が含まれる以上、人的控除の各控

除の金額とバランスが適正でなければならない。

基礎控除等の金額が全般的に低すぎるのは論外であるが、昭和49年に扶養控除が16万円から24万円に一挙に引き上げられて、基礎控除、配偶者控除（21万円→24万円）と同額とされたのは、扶養親族の生計費負担による担税力の減少をしん酌する従来の扶養控除制度のあり方を転換したものといえよう。この論点は、昭和36年に夫の所得獲得への貢献度等を考慮して扶養控除から独立した配偶者控除にも当てはまる¹⁶⁾。

各控除のバランスだけを問題とすれば、均等というのは担税力減少の調整に適合するものとはいい難い。

戦前には、免税点方式（基礎控除 創設期所得税）、税額控除方式（昭和15年改正 扶養控除）が認められていた人的控除は、終始直後次々と所得控除方式に改められ、その後昭和40年代にかけてほぼ毎年のごとく控除の引き上げを中心とする「減税」が実施された。この所得税「減税」は、自然増収の一部という不十分なものに終始するとともに、中堅所得者以上の納税者に有利なものとして実施された。

人的控除の改革については、大所得者ほど税の軽減額を大にする現行の所得控除方式を改め、大所得者には控除を認めない方向で制度を改革すべきように考えられる。

2 所得控除と所得再分配効果

Tom Oberhofer は、連邦所得税における各レベルの所得をジニ係数によってそれぞれ比較することによって、以下の結論を引き出した。それによれば、人的控除（Exemption）は、税引後所得を平等化した。人的控除の水準が上昇するのにともなって、税引後所得平等化効果が増加した。特別控除（Deductions）は、税引後所得分布の平等性を減少させる。概算控除（Standard deduction）は所得平等化に役立ったが、個別控除（Itemized deductions）は1つの例外を除いてそうではない。人的控除は特別控除よ

第4表 全申告所得者の所得税の再分配効果

昭和年	ジニ係数					ジニ係数の低下		ジニ係数の低下率			(11) 再分配係数
	(1) 合計所得	(2) 課税所得	(3) 課税所得 — 算出税額	(4) 合計所得 — 算出税額	(5) (4)+ 税額控除	(6) (1)-(2) 所得控除	(7) (2)-(3) 税率	(8) $\frac{(1)-(2)}{(1)} \times 100$ 所得控除	(9) $\frac{(2)-(3)}{(2)} \times 100$ 税率	(10) $\frac{(4)-(5)}{(4)} \times 100$ 税額控除	
24	0.332				0.255						23.21 %
25	0.333				0.272						18.19
26	0.321				0.274						14.64
27	0.307				0.254						17.33
28	0.314				0.252						19.64
29	0.289				0.231						20.06
30	0.272				0.219						19.39
31	0.308	0.588	0.534	0.241	0.247	-0.280	0.054	-90.99	9.19	-1.98	19.82
32	0.332	0.593	0.554	0.282	0.285	-0.261	0.039	-78.62	6.57	-1.05	14.02
33	0.331	0.580	0.543	0.286	0.288	-0.249	0.037	-75.17	6.33	-0.69	12.98
34	0.374	0.622	0.588	0.326	0.328	-0.248	0.034	-66.14	5.40	-0.56	12.11
35	0.404	0.632	0.594	0.350	0.354	-0.228	0.038	-56.56	6.00	-0.94	12.41
36	0.450			0.394	0.398						11.54
37	0.456			0.401	0.404						11.48
38	0.453	0.634	0.595	0.395	0.397	-0.182	0.040	-40.18	6.24	-0.55	12.24
39	0.452	0.633	0.593	0.395	0.397	-0.181	0.041	-40.04	6.40	-0.49	12.21
40	0.444	0.627	0.583	0.386	0.390	-0.182	0.043	-41.07	6.90	-0.83	12.20
41	0.447	0.626	0.584	0.391	0.393	-0.179	0.043	-40.10	6.80	-0.29	12.17
42	0.444	0.630	0.584	0.387	0.388	-0.186	0.045	-41.78	7.21	-0.20	12.74
43	0.443	0.634	0.587	0.382	0.384	-0.191	0.047	-43.13	7.40	-0.47	13.17

(次ページへつづく)

第4表(つづき) 全申告所得者の所得税の再分配効果

昭和年	ジニ係数					ジニ係数の低下		ジニ係数の低下率			(11) 再分配係数
	(1) 合計所得	(2) 課税所得	(3) 課税所得 — 算出所得	(4) 合計所得 — 算出税額	(5) (4)+ 税額控除	(6) (1)-(2) 所得控除	(7) (2)-(3) 税率	(8) $\frac{(1)-(2)}{(1)} \times 100$ 所得控除	(9) $\frac{(2)-(3)}{(2)} \times 100$ 税率	(10) $\frac{(4)-(5)}{(4)} \times 100$ 税額控除	
44	0.501	0.684	0.660	0.456	0.458	-0.183	0.024	-36.47	3.47	-0.26	8.68
45	0.524	0.691	0.668	0.482	0.485	-0.167	0.023	-31.82	3.29	-0.46	7.54
46	0.565	0.718	0.706	0.535	0.536	-0.154	0.013	-27.22	1.75	-0.14	5.15
47	0.549	0.697	0.675	0.507	0.507	-0.148	0.022	-27.04	3.20	0.04	7.40
48	0.589	0.716	0.700	0.555	0.555	-0.127	0.016	-21.50	2.21	-0.08	5.71
49	0.497	0.641	0.608	0.450	0.451	-0.144	0.033	-29.04	5.10	-0.26	9.12
50	0.538	0.695	0.667	0.493	0.493	-0.157	0.028	-29.10	3.96	0.00	8.23
51	0.489	0.642	0.607	0.442	0.442	-0.153	0.035	-31.21	5.39	-0.02	9.71
52	0.492	0.648	0.612	0.442	0.443	-0.156	0.037	-31.74	5.68	-0.26	10.00
53	0.499	0.655	0.617	0.446	0.446	-0.155	0.038	-31.15	5.80	-0.04	10.60
54	0.514	0.665	0.626	0.458	0.460	-0.151	0.040	-29.32	5.95	-0.21	10.66
55	0.524	0.669	0.631	0.470	0.470	-0.145	0.038	-27.73	5.62	0.00	10.22
56	0.525	0.669	0.632	0.471	0.471	-0.144	0.037	-27.40	5.53	0.00	10.15
57	0.527	0.670	0.632	0.473	0.473	-0.143	0.038	-27.02	5.60	-0.06	10.33

注1:「税務統計から見た申告所得税の実態」より作成。

注2:(9)は、税率の課税所得再分配効果

戦後日本の個人所得税の所得再分配効果 (松井)

り一層大きい再分配効果を備えている。期待したように、税率構造は税引後所得分布を平等化するように作用した⁽¹⁷⁾。

課税前所得と課税所得のジニ係数を比較することによって、両者の差としての所得控除の税引後所得平等化効果を推測することができよう。本稿では、昭和31～57年における全申告所得者について、合計所得と課税所得のジニ係数の比較を試みた。譲渡所得課税の影響を排除させるべく、昭和38～57年における営業所得者についても、同様の比較を試みた。但し、給与所得控除は、申告所得税統計において既に給与所得の計算過程に組み込まれているために、独自の動向を実証するまでには至らなかった。

計測の結果、戦後日本における各年分における課税所得のジニ係数が合計所得のジニ係数を上回って、所得控除総額には税引後所得の平等化効果の存在することが判明した。但し、全申告所得者の所得控除による税引後所得平等化効果は、全体的傾向として申告所得分布の不平等化傾向とは対立的に減退した（第4表参照）。

とりわけ昭和32, 34, 35, 36, 44, 45, 46, 48年の昭和30年代の高度成長期及び40年代後半には、全申告所得者の所得控除による税引後所得平等化効果は顕著な低下を見せた。昭和35年の所得税「減税」が実施されなかった年次であっても、所得控除による税引後所得平等化効果が目立って低下した。昭和32, 34, 36, 44, 45, 46, 48年は、控除の引き上げによる「減税」も実施されたがむしろそれ以上に全申告所得者の所得分布が顕著に不平等化した年次である。

所得水準が低いこともあって営業所得者の所得控除による税引後所得平等化効果は、比較的高水準で推移した。しかし昭和40年代後半を中心として、昭和41, 44, 45, 48, 49, 57年に顕著な低下を見せた（第5表参照）。

所得控除は、課税に服する所得を高所得寄りに偏向させることによって、所得税の再分配効果上大きくはないが一定の部分を確保するものとみられる。かかる効果は、特別控除よりも人的控除の方が圧倒的に大であった。

戦後日本の個人所得税の所得再分配効果（松井）

第5表 営業所得者の所得税の再分配効果

昭和年	ジニ係数			ジニ係数の低下			ジニ係数の低下率				
	(1) 合計所得	(2) 課税所得	(3) 課税所得 -算出税額	(4) 合計所得 -算出税額	(5) (4)+ 税額控除	(6) (1)-(2) 所得控除	(7) (2)-(3) 税率	(8) $\frac{(1)-(2)}{(1)} \times 100$ 所得控除	(9) $\frac{(2)-(3)}{(2)} \times 100$ 税率	(10) $\frac{(4)-(5)}{(4)} \times 100$ 税額控除	(11) 再分配係数
38	0.316	0.529	0.501	0.285	0.286	-0.213	0.028	-67.53	5.31	-0.28	9.53
39	0.314	0.533	0.504	0.282	0.283	-0.219	0.029	-69.62	5.42	-0.25	9.90
40	0.309	0.528	0.499	0.278	0.278	-0.219	0.029	-70.70	5.44	-0.16	9.99
41	0.313	0.523	0.495	0.283	0.283	-0.210	0.028	-66.87	5.32	-0.10	9.61
42	0.326	0.531	0.501	0.293	0.293	-0.206	0.031	-63.18	5.80	0.22	10.10
43	0.319	0.530	0.500	0.286	0.285	-0.211	0.031	-66.18	5.77	0.16	10.60
44	0.330	0.538	0.508	0.296	0.296	-0.208	0.030	-63.09	5.65	-0.03	10.33
45	0.336	0.529	0.501	0.304	0.304	-0.193	0.028	-57.43	5.26	0.21	9.62
46	0.329	0.515	0.495	0.304	0.305	-0.186	0.020	-56.70	3.86	-0.18	7.33
47	0.340	0.530	0.508	0.312	0.333	-0.178	0.022	-55.69	4.06	0.08	8.26
48	0.368	0.546	0.518	0.33	0.323	-0.160	0.021	-48.32	5.19	0.08	9.54
49	0.347	0.507	0.486	0.322	0.323	-0.160	0.021	-46.00	4.12	-0.09	7.14
50	0.345	0.547	0.528	0.320	0.321	-0.202	0.019	-58.59	3.48	-0.15	6.88
51	0.341	0.525	0.505	0.317	0.317	-0.184	0.020	-54.02	3.83	0.21	7.10
52	0.332	0.525	0.503	0.307	0.308	-0.193	0.022	-58.20	4.10	-0.15	7.20
53	0.334	0.525	0.503	0.309	0.310	-0.191	0.021	-57.18	4.02	-0.12	7.22
54	0.339	0.527	0.504	0.312	0.312	-0.189	0.024	-55.71	4.47	0.08	7.85
55	0.340	0.526	0.503	0.313	0.313	-0.187	0.023	-54.96	4.37	-0.17	7.89
56	0.341	0.531	0.508	0.314	0.315	-0.190	0.023	-57.06	4.35	-0.09	7.71
57	0.332	0.513	0.489	0.306	0.307	-0.181	0.024	-54.32	4.60	-0.09	7.76

注：前表と同じ。

昭和30, 40年代には、若干高所得者向けの控除である所得控除 (人的控除) の一律引き上げによる「減税」がほぼ毎年のように実施されたとはいえ、自然増収の一部に限られたために、所得控除による課税所得限定効果は、所得税の再分配効果の低下を遙かに超える低下を見せた。

次に、所得控除総額の分布をジニ係数によって計測した結果、所得控除の分布は比較的比例的であるとはいえ、累年的に不均等度が増加していることが判明した (第6表参照)。とりわけ昭和49年には、全申告所得者、営業所得者とも、顕著な不均等化を見せた。これは勿論、多子世帯に有利なように扶養控除が一挙に引き上げられて基礎控除と同額とされたことによる。これらの点は筆者によってはじめて統計的に検証された。

次に、各所得控除別にジニ係数を計測した結果、寄付金控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、社会保険料控除、雑損控除の順 (昭和57年) で、所得控除の分布が高所得層に偏っている。これに対して生命保険料控除、損害保険料控除 (ジニ係数の計測をあえて実施していない) は、ほぼ均等に利用できるものとなっている。

人的控除の各控除については、基礎控除、配偶者控除が完全均等に利用されているのに対して、扶養控除が多子世帯に若干有利に配分されているといえよう。

直接計測することはできなかったが、給与所得者の所得控除 (給与所得控除を除く) による税引後所得平等化効果の動向は、上述した申告所得者の控除の場合と同様の動向を備えたうえで、給与所得控除の影響を強く受けたと考えられる。とりわけ昭和49年の給与所得控除の「青天井」への「改正」は、給与所得控除による税引後所得平等化効果を顕著に低下させたと推測できよう。

野口悠紀雄教授によれば、所得税の累進性は、超過累進税率構造によってもたらせるよりは、むしろ、所得控除が所得の増加ほどには増えないことによってもたらされる部分の方が大きいと主張される。その理由として、所得控除を所得に比例して増大させた場合の税負担率の上昇 (超過累進税

第6表 申告所得控除の分布 (ジニ係数)

年	全				申告				所得者				営業所得者	
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	寄付金	障害者・老年者・学生	配偶者	扶養	合計	合計	合計	合計	合計
昭和31年	0.369	0.188	0.156		0.048				0.058	0.057	0.065		0.065	
32	0.658	0.292	0.250		0.141				0.048	0.062	0.066		0.066	
33	0.450	0.273	0.244		0.067				0.043	0.059	0.057		0.057	
34	0.453	0.232	0.259		0.060				0.065	0.082	0.080		0.080	
35	0.424	0.269	0.271		0.064				0.059	0.079	0.082		0.082	
36	0.421	0.240	0.259		0.051				0.076	0.099	0.094		0.094	
37	0.507	0.253	0.243		0.076				0.066	0.093	0.091		0.091	
38	0.418	0.251	0.237		0.071				0.061	0.089	0.094		0.094	
39	0.417	0.245	0.234		0.063				0.061	0.091	0.094		0.094	
40	0.447	0.291	0.228		0.082				0.064	0.097	0.101		0.101	
41	0.416	0.265	0.262		0.049				0.062	0.108	0.102		0.102	
42	0.478	0.285	0.244	0.176	0.044	0.734			0.066	0.110	0.108		0.108	
43	0.409	0.206	0.227	0.055	0.038	0.501			0.068	0.103	0.099		0.099	
44	0.498	0.246	0.205	0.158	0.032	0.595			0.072	0.106	0.106		0.106	
45	0.532	0.366	0.214	0.090	0.027	0.700				0.104	0.104		0.104	
46	0.431	0.352	0.188	0.083	0.022	0.719				0.097	0.097		0.097	
47	0.441	0.298	0.188	0.101	0.020	0.678				0.092	0.092		0.092	
48	0.522	0.291	0.185	0.165	0.016	0.627			0.056	0.133	0.146		0.146	
49	0.307	0.285	0.221	0.118	0.069	0.472			0.057	0.132	0.143		0.143	
50	0.575	0.323	0.191	0.062	0.023	0.557				0.135	0.148		0.148	
51	0.530	0.267	0.203	0.118	0.023	0.526				0.139	0.150		0.150	
52	0.661	0.253	0.206	0.098	0.019	0.427				0.139	0.152		0.152	
53	0.338	0.254	0.195	0.168	0.016	0.523				0.137	0.150		0.150	
54	0.503	0.227	0.185	0.176	0.014	0.528				0.136	0.149		0.149	
55	0.368	0.236	0.187	0.151	0.013	0.412			0.065	0.140	0.144		0.144	
56	0.350	0.224	0.193	0.170	0.011	0.560			0.063	0.142	0.146		0.146	
57	0.121	0.231	0.198	0.230	0.012	0.433				0.142	0.142		0.142	

注1: 「税務統計から見た申告所得税の実態」より作成。
 注2: このほか基礎控除分布のジニ係数は、0.000である。損害保険料控除分布のジニ係数は、昭和39年の制度創設以後、きわめて小さく、また昭和45-51年の期間を除いて、マイナスの値を示した。

率の影響とされる)が、特に低所得層ではさほど大きくないことを挙げられる⁽¹⁸⁾。

しかし筆者による実証分析の結果、所得控除の所得再分配上に占める地位は、かなり大きなものではなく、且つ所得税の再分配係数の低下を遙かに超える減退傾向を見せた。

所得控除の増加以上に所得が増加した場合の税負担の増加は例えばインフレによる所得増加がもたらした税負担の増加である。この税負担の増加率は、低所得層で強く現われる。可処分所得減少率で測れば、所得水準が高まるほど影響が強まる⁽¹⁹⁾。かかる増税効果は、昭和50年代には顕著であった。

また一定の所得控除は、限界税率の高い大所得者の税負担の軽減額を大にする。

戦後日本では、所得控除が若干高所得者寄りに配分されつつあり、昭和40年代に至って実施された所得控除の一律引き上げによる税負担の軽減は、税引後所得の減少率で測れば、所得水準が高まるほど影響を弱めたと考えられる。

戦後日本では、定額の所得控除により、「比例税率によっても累進性が確保しうる⁽²⁰⁾」ほどには、実際の所得及び所得控除が配分されていなかったといえよう。

これらのことから考えれば、現行所得控除の改革のためには、所得水準の上昇にともなって人的控除の適用額を減少させて、高所得者の人的控除を認めないこととする案を提言したい。特別控除については、国家政策の欠陥補整の観点も入れて、税額控除方式に改めようとして最高限度枠を設定するとよいと思われる。給与所得控除については、人的控除の改革の場合と同様の改革でよいと思われる。その際、給与所得控除の「青天井」の廃止は、より直近の課題といえよう。

IV 税率構造と所得再分配効果

各人の所得を総合したうえで、低所得部分よりも高所得部分について高率課税を施すことが、累進性を確保する要点である。

シャープ税制改革では、従前の基本税率における最高税率が大幅に引き上げられた反面、利子配当所得、実現キャピタル・ゲインを課税ベースに含めた総合課税が制度的に確立された。

しかし昭和26年には、利子所得に源泉分離課税(50%)との選択が認められた。昭和28年には、利子所得は完全な分離課税(10%)となり、昭和30年には、利子所得は非課税となった。昭和32年以後、利子所得に源泉分離課税が復活した。昭和46年には源泉選択制となり、その後源泉選択税率が徐々に引き上げられて現在(35%)に至っている。

配当所得に対しては、昭和30年代まで総合申告納税の源泉徴収税率が低下した。昭和40年度の税制改正によって、配当所得に対して分離課税(15%)を選択できることとなった。その後源泉選択税率は徐々に引き上げられて現在(35%)に至っている。

昭和28年には、有価証券譲渡益課税が廃止された。

昭和44年には、長期保有土地等の譲渡益に対して、低税率の分離課税が実現した。

このように、シャープ改革の後昭和40年代にかけて、利子配当所得、実現キャピタル・ゲイン等に対する課税が、非課税あるいは低率の分離課税への移行によって不十分にされてゆくなかで、「減税」の規模は諸控除の引き上げに比較して小さい(約四分の一)とはいえ、昭和32年の基本税率の累進度の大幅な緩和を中心として、中堅所得者中心に基本税率が緩和された。

しかし、とりわけ昭和50年代には、基本税率の大幅な「改正」が実施されておらず、この結果、インフレによる「かくれた増税効果⁽²¹⁾」が強く現れている。

さて、課税所得と「課税所得－算出税額」のジニ係数を比較することによって、所得税率構造（課税所得に対する税負担率構造）による税引後所得の平等化効果の存在と程度とを推測することができよう。但し、かかる所得税率構造は課税所得分布の変化によっても変化するので、制度上の税率の「改正」のない場合でも税率構造が変化することに留意しなければならない。

計測の結果、戦後日本の申告所得者の所得税の累進性の存在と動向は主に税率構造によって確保されており、所得控除等の寄与度はさほど大きなものではない。税率構造による課税所得のジニ係数の低下率（第4、5表(9)）と所得税の再分配係数（同表(11)）との相関係数は約9.9と非常に有意であった。

全申告所得者の税率構造による課税所得のジニ係数の低下率は、昭和32年には、9.2%から6.6%へと大幅に低下した。昭和34年に若干低下した後昭和40年代前半にかけて軽度に通増するが、昭和44年から48年にかけて土地の政策税制の影響を強く受けた。昭和50年代には、5%台で推移した。

土地の政策税制の影響を排除すべく、昭和44年以後における営業所得者の税率構造による課税所得のジニ係数の低下率を計測すれば、昭和46年には、年内「減税」による税率の累進度の緩和の影響を受けて、比較的顕著な低下を見せた。昭和49、50年にも同様の低下を見せたが、昭和50年代には4%台で微増傾向を見せた。税率構造による税引後所得平等化は、制度上の税率の大幅な見直しのない年次では強化された。営業所得者の税率構造の効果の動向は、給与所得者の場合にも適合するものと推測できよう。

基本税率の変更が実施されず、インフレによる勤労所得の増加が中小所得層で険しい累進税率適用区分を上昇させる反面、資産所得に対する優遇措置の有利性の意味あい強化されている現在では、このような傾向に歯止めをかける必要がある。昭和59年度税制改正における最高税率の引き

上げ（75→70%）、最低税率の引き上げ（10→10.5%）は、いたずらに累進性を後退させるものである。また現在、利子所得に対する一般的な分離課税には重大な変更を求めずに、(1)非課税貯蓄の限度管理の適正化、(2)一定の元本から生ずる利子の低率分離課税の二案からの一方の選択を要求して、零細貯蓄課税を強化しようとする大蔵省の意見が表明されている⁽²²⁾。欧米先進諸国では、利子配当所得は、フランスを除いて総合課税とされている。我が国のように、最高税率は高くても、利子配当所得に一般的に分離課税を容認することになれば、所得税の実際の累進性は、足元から崩れ去ると見なければならない。利子配当所得の総合課税への一本化への移行は、それだけに意義が大きく、より早く実施されなければならない。長期保有土地等の譲渡益に対しては現在でも低率の分離課税等によって優遇されている。現在までのところ土地の政策税制はいたずらに税の不公平を助長したきらいがある。いくばくかの住宅政策を配慮した場合でも、総合課税の拡充等による課税の強化を考えてしかるべきである。

V 税額控除と所得再分配効果

税額控除は、算出税額からの税の軽減分である。我が国では現在、所得税法によって規定している配当控除、外国税額控除、並びに租税特別措置法による住宅取得控除が主要なものである。

昭和41年までは、障害者等控除、寄付金控除が税額控除であった。昭和25年度の「改正」で障害者控除が、昭和26年には老年者控除、寡婦控除、及び勤労学生控除が独立の所得控除として設けられた。しかし同じ昭和26年には、これらの控除の適用を受ける者が他の納税者に比較して一般に所得を得るための条件が不利であること等に着眼して、これらの控除がすべて税額控除とされた。しかし昭和42年度の税制改正では、一般的な人的控除が所得控除であり、また追加的費用のしん酌の程度が理解しにく

いという面も指摘されて、所得控除方式に改められ、現在に至っている。

寄付金控除は、昭和37年度の税制改正において税額控除として創設されたが、私学その他に対する寄付に便宜をはかる見地も容認されて、昭和42年度に所得控除に改められ、現在に至っている。

配当控除は、法人擬制説に基づく「二重課税調整」のための措置として合理化されてる。現在、株式などの配当を受け取った場合、申告した配当所得の金額の10% (課税総所得金額1000万円超は別計算) を算出税額から控除することができる。総合課税を選択した場合、配当所得を主たる所得とする者は、配当控除を適用できることによって優遇される。

しかし、高額配当所得者 (一銘柄につき配当額が50万円未満 [年1回決算] で、且つ持株割合が発行済み株式総数の5%未満である場合に限り) は、有利な分離課税を選択することができる⁽²³⁾。

従来、定額控除 (昭和57年、17,000円) とローン控除 (同、毎年の償還金のうち30万円を超える部分の7%、控除限度額5万円) との二本立てとなっていた住宅取得控除は、昭和58年度には、定額控除が廃止され、その代りローン控除が拡充 (30万円を超える部分の18%、最高限度15万円) された。

「合計所得 - 算出税額」と「合計所得 - (算出税額 - 税額控除)」のジニ係数を比較することによって、税額控除の税引後所得平等化効果の存否と規模とを推測することができよう。

計測の結果、戦後日本の所得税の税額控除には、軽度な税引後所得不平等化効果が存在したことが判明した (第4, 5表(10欄))。しかし、かかる不平等効果は、累年的に軽微に弱まっている。

税額控除の分布を決定するのが配当控除である以上、この原因は配当控除の利用の累年的低下と均等配分化傾向にあるといえよう (第7表参照)。

配当控除に対して、住宅取得控除の分布がほぼ均等に近いたことが判明した。

最近年に至るまでの所得階級別に税額控除による税負担の軽減率を別に

第7表 税額控除の分布 (ジニ係数)

年	不具者・老年者・寡婦・勤労学生	配当控除	住宅取得控除	住宅財蓄控除	寄付金控除	合計
昭和30年	0.009					
31	0.011	0.661				
32	0.012	0.580				
33	0.029	0.617				
34	0.041	0.584				
35	0.006	0.581				
36	0.084	0.598				
37	0.051	0.511				
38						
39	0.008	0.452			0.653	0.517
40	0.005	0.500				
41					0.678	
42		0.535				0.565
43		0.553		0.034		0.552
44		0.516				
45		0.534				
46		0.502				
47		0.511				
48		0.385				
49		0.506	0.022	0.001		0.499
50		0.496	0.044	0.115		0.485
51		0.482	0.021	0.014		0.402
52		0.457	0.032	0.131		0.431
53		0.469	0.035	0.067		0.428
54		0.458	0.048	0.096		0.421
55		0.448	0.047	0.120		0.397

注1: 「税務統計から見た申告所得税の実態」より作成。

注2: 昭和37年以前の配当控除欄のなかには、外国税額控除を含む。

計測した結果、高所得層については、昭和32年以後、税の軽減率が低下した。低所得層については、昭和42年に税額控除による減税率が一挙に低下したことが判明した。

配当控除が高所得者にとっても不必要になっているわけである。

住宅取得控除は、適用者の間ではバラツキのない利用となっており、評価することができよう。

結 語

最近年に至るまでの個人申告所得税の再分配効果の変動要因を従来の手法によって分析した結果、税制変化の影響が支配的であったことを改めて検証することができた。

そこで、ジニ係数比較方式を戦後日本の申告所得税に初めて適用することによって、再分配効果に影響を与える税制内の要因を推測した結果、所得税の再分配効果に影響を与えるものは、主に税率構造であることが判明した。所得控除は全体としては一定の税引後所得平等化効果を有した。内特別控除は税引後所得の平等性の程度を減少させるものであった。かかる減少効果は寄付金控除、医療費控除、小規模企業共済掛金等控除、社会保険料控除で大きいことも判明した。人的控除による税引後所得平等化は、申告所得分布の不平等化傾向とは対立的に累年的に大きく減退した。とりわけ昭和49年には、扶養控除が一挙に引き上げられて基礎控除と同額とされたことによって、従来扶養控除がもたらしていた人的控除の若干上層向けという性格が明確に強化されたことを統計的に検証することができた。税額控除については、軽度の税引後所得不平等化効果の存在することが判明した。しかし、かかる効果は、配当控除の累年的な均等利用化傾向を反映して、累年的に低下した。

上述動向は、給与所得者の場合にも大いに当てはまるといえよう。しかし給与所得者は、このほか、控除額が所得水準が上昇するのにもなって上昇する給与所得控除の影響を強く受けたと考えられる。

シャープ税制改革以後昭和40年代にかけて、利子配当所得に対する非課税または分離課税への移行、株式元買益の非課税措置の施行等、資産所得に対する課税優遇が一般的且つ大量的に進行するもとの、基本税率による税引後所得平等化効果が減退した(高度成長税制)。高度成長の終焉以後、資産所得に対する課税優遇が特殊なものに限定され、却ってその有利性の意味合いが強まるなかで、基本税率による税引後所得平等化効果が停滞

ないし増加したといえよう。

さてこのように所得税の再分配効果が主に税率構造によって確保されるという見解は、所得税の累進性のかなりの部分が定額の所得控除によって確保されると主張される野口悠紀雄教授の見解と対立するものである。実証分析の示すところによれば、戦後日本の所得及び所得控除は、所得税の累進性を確保しうるほどにはよく配分されてはいない。

民主的な税制改革の展望にあたっては、上述の実証分析の結果を基礎とすることが重要である。

例えば、昭和59年度の税制改正によって、最高税率の引き下げ、最低税率の引き上げが実施された。資産所得に対する課税優遇の意味合いが強まっており、基本税率による税引後所得平等化効果も低下したままといえる現在、最高税率の引き上げこそ実施されるべきである。

また現在、利子所得の全面的な総合課税への移行を放棄したままで、零細貯蓄利子に対する課税を強化しようとする案が大蔵省より提出されている。基本税率の影響を高めるように、利子配当所得、長期保有土地等の譲渡益等の全面的な総合課税への移行へ向けた税制改革が展望されよう。

人的控除については、従来の一律引き上げによる「減税」を見直して、高所得者には控除の適用を認めないように改善すべきである。給与所得控除についても、人的控除と同様のことがいえる。とりわけ給与所得控除の「青天井」を早急に徹廃する必要がある。特別控除については、寄付の便宜等もはかるべく視点を配慮して、税額控除方式に改めたうえで限度枠を設定してもよいと考えられる。

以上のように、所得課税の抜け穴をひとつずつ埋めていく姿勢に期待したい。どれも全く実施不可能な政策ではなく、従来の政策の一定の転換を求めるものである。貯蓄の非課税を基本とする「支出税」によっては、「公平」達成目的は、理論面でも制度面でも、「効率」の後に隠れて、なかなか見えてこないものである。

- (1) 松井吉三「戦後日本の税制の所得再分配効果」(愛知大学大学院『愛知論叢』35・36合併号1984年3月), 29-57頁参照。
- (2) 伊多波良雄「所得分布および税制の所得再分配効果に及ぼす影響」(『日本財政学会第41回大会研究報告要旨』, 1984年10月), 8頁。同「個人所得税による所得再分配効果の変動要因分析」(同志社大学『経済学論叢』第33巻, 第2・3・4号, 1984年), 144-159頁参照。類似の手法を定式化した業績として, 村上雅子「財政による所得再分配, 昭和28-39年」(藤野正三郎・宇多川璋仁編『経済成長と財政金融政策』勁草書房, 1967年), 242-264頁。
- (3) 貝塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」(館龍一郎・渡辺経彦『経済成長と財政金融』岩波書店, 1965年), 44-80頁参照。尾原栄夫・鈴木康司・田谷広明「財政の所得再分配機能の分析」(大蔵省大臣調査企画課『調査季報』第7号, 1971年), 7-36頁参照。野口悠紀雄編『53年度予算への提言』日本経済研究センター, 1977年所収。
- (4) Tom Oberhofer, "The Redistributive Effect of the Federal Income Tax", *National Tax Journal*, Vol. 28, No. 1 (March 1975), pp. 127-133.
- (5) William D. Andrews, "Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax", *Harvard Law Review*, Vol. 87, No. 6 (April 1974), pp. 1113-1188. Institute of Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct Taxation*, 1978.
- (6) William D. Andrews, *op. cit.*, p. 1149.
- (7) 以上の説明は, William D. Andrews, *op. cit.*, pp. 1151-1165.
- (8) 野口悠紀雄『試論・行財政改革』PHP, 1981年, 164-165頁参照。
- (9) Institute of Fiscal Studies, *op. cit.*, p. 34参照。
- (10) Richard Goode, "The Superiority of the Income Tax", in Joseph A. Pechman ed., *What Should Be Taxed: Income or Expenditure?* Brookings Institution, 1980, p. 53参照。
- (11) 石弘光「支出税をめぐる(上)」(『エコノミスト』1983年11月15日号), 89頁参照。
- (12) 石弘光『租税政策の効果』東洋経済新報社, 1979年, 77頁参照。
- (13) 宮入興一「所得税『減税』政策の展開過程」(大阪市立大学『経済学雑誌』第76巻第1号, 1977年), 77頁参照。
- (14) 以下説明は, William D. Andrews, "Personal Deduction in an Ideal Income Tax", *Harvard Law Review*, Vol. 86No. 2 (December 1972), pp. 331-385参照。
- (15) *Ibid.*, p. 377参照。
- (16) 本稿における日本の税制の制度の紹介は, 税制調査会『昭和43年7月長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明』, 74-111頁によっている。

- (17) Tom Oberhofer, *op. cit.*, p. 127参照。
- (18) 野口悠紀雄『試論・行財政改革』, 35頁参照。
- (19) 藤田晴『福祉政策と財政』, 日本経済新聞社, 1984年, 191頁参照。
- (20) 野口悠紀雄『試論・行財政改革』, 36頁。
- (21) 藤田晴前掲書, 191頁。
- (22) 日本税理士会連合会『税理士界』, 第881号, 1984年11月25日号参照。税制調査会「昭和60年度の税制改正に関する答申」(昭59.12)では, 「低率分離課税方式といえども限度枠の不正利用を防止するための措置を現行非課税貯蓄制度より改善強化することが必要である」。大蔵省「昭和60年度税制改正の大綱」(昭59.12.24)では, 「本人確認のない申告書に係る少額貯蓄及び少額公債の利子は, 課税(総合課税)対象とする」。
- (23) 谷山治雄・大山明雄『市民のための税金論』青木書店1978年, 94頁参照。
(昭和59年12月15日脱稿)